



Yanagisawa Accounting Firm

www.yanagisawakaikei.net

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

Vol.27-10 2016.10.5

上川アダプトクリーンウォークに参加しました③

10月1日(土) 本年3回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われ、社員14名が参加し、地域貢献活動に汗を流しました。今回も、クリーンウォークに合わせて、会社周辺の草取りも行いました。

また、同日、地区の御柱小宮祭が行われていたため、地区の若い衆に会社に来て頂いて、長持唄を披露して頂きました。今回の御柱祭は、各地区の小宮祭が終わると終了となります。次回は、平成34年(寅年)に開催されます。

なお、次回の上川アダプトクリーンウェークは、雪解けを待って春に開催予定です。



◆◆カレンダー◆◆

2016年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2016年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
当番制出勤日						

経営計画策定支援のご案内

税理士法人柳澤会計では、経営計画の策定支援を行っています。

- ・業績のアップを図りたい。
- ・事業承継に向けて経営計画を策定したい。
- ・売上が年々減少し、今後が不透明。
- ・毎月の借入金の返済金額が多く、資金繰りが厳しい。

などの方は、経営計画の策定をお勧め致します。

また、税理士法人柳澤会計は、国から認定を受けた「経営革新等支援機関」として、経営改善計画の策定にかかる費用の2／3を国から補助金を受け、今後の経営改善計画をアクションプランとともに策定・運用する支援も行っています。お気軽にご相談ください。



消費税率引上げ時期の変更に伴う 税制上の措置について

消費税の税率引上げ再延期表明に伴い、与党（自由民主党・公明党）は消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置について平成28年8月2日に公表し、8月24日に閣議決定されました。

1. 住宅ローン控除

住宅ローン控除制度は、住宅ローンを借入れて住宅を取得する場合に、毎年末の住宅ローン残高又は住宅の取得対価のうちいざれか少ない方の金額の1%が10年間に渡り所得税の額から控除される制度です。所得税から控除しきれない場合には、住民税からも一部控除されます。

この住宅ローン減税制度は、平成26年4月からの消費税率の引上げにあわせて、下表のとおり大幅に拡充されていましたが、その適用期限が平成31年6月から平成33年12月まで2年6ヶ月延長されました。

<住宅ローン控除>

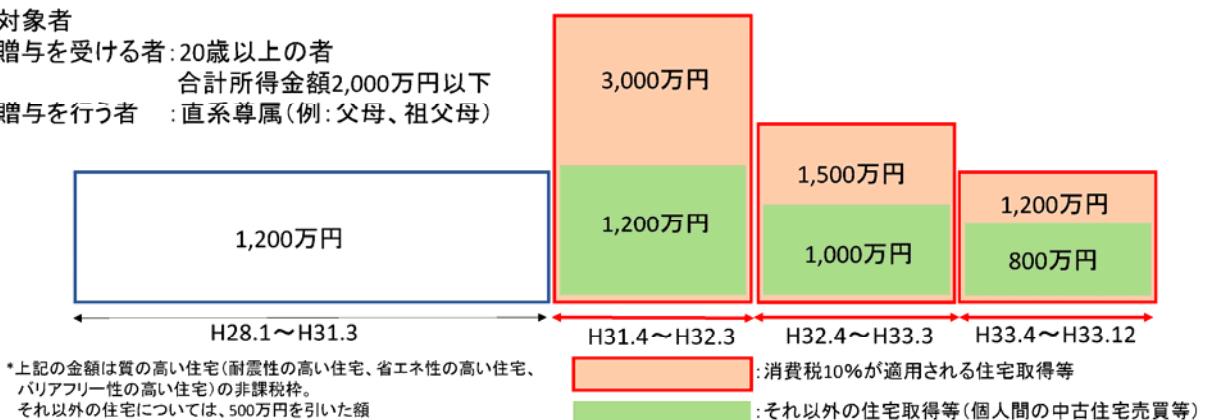
区分	居住期間	控除期間	各年の控除額	最大控除額
一般住宅	平成26年4月～平成33年12月 (変更前平成31年6月まで)	10年	年末残高×1%	200万円(20万円×10年)
認定住宅				400万円(40万円×10年)

2. 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度とは、住宅を購入するための資金を贈与される場合、資金の贈与を受ける者からみて、資金の贈与を行う者が直系尊属の場合、次の金額まで贈与税を非課税にできる制度です。

対象者

- ・贈与を受ける者：20歳以上の者
合計所得金額2,000万円以下
- ・贈与を行う者：直系尊属（例：父母、祖父母）



<平成28年に行う 住宅取得等資金贈与の非課税枠の注意点>

消費税率10%への引上げ時期が変更される場合、今年（平成28年）

行う「直系尊属からの住宅取得等資金の贈与」について、

贈与税非課税枠の最大3,000万円への拡大は適用されません。

（現行の非課税枠最大1,200万円が引き続き適用されます）

平成29年4月に予定された消費税率10%への引上げによる負担を緩和する措置として、直系尊属から住宅取得等（新築・取得又は増改築等）のための資金の贈与を受けた場合に、最大3,000万円までの贈与につき贈与税を非課税とする措置の実施が決定していました。

しかし予定されていた贈与税非課税枠の拡大は、住宅の取得等に実際に適用される消費税率が10%となる場合に限定されています。このため、消費税率引上げ時期が変更されておりますので、今年行う住宅取得等資金の贈与については、非課税枠の拡大措置の適用対象とはなりませんので、ご注意下さい。

この場合、現在実施されている最大1,200万円の贈与税非課税措置が継続して適用されることになります。

3. 自動車取得税の廃止

消費税の10%への再増税に伴い、同時に予定されていた「自動車取得税(地方税)」の廃止時期も平成31年10月1日に変更されました。

政府はその一方で自動車取得税の廃止に伴う財源確保のため、新車購入時にクルマの燃費に応じて最大3%課税する「環境性能課税(地方税)」の導入時期も平成31年10月1日に変更されました。

4. 地方法人課税の税率改正の実施時期の変更

地方税の都道府県別の人ロ1人当たり税収額の偏在是正の措置として、地方交付税の財源を確保する必要から消費税率10%への引上げの際に行われる地方法人課税の税率改正について、実施時期を平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用されることになりました。

- ・道府県民税：3.2% → 1.0%（標準税率）
- ・市町村民税：9.7% → 6.0%（標準税率）

※地方法人税の税率改正(4.4%→10.3%)、地方法人特別税の廃止及び法人事業税の復元の実施時期も平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用に延期されました。

法人事業税交付金制度の創設時期も平成31年10月1日施行に延期されました。

5. 請負工事等に係る経過措置の延期

消費税率の引上げ時期が2年6ヶ月延期することによって、請負工事等に係る経過措置についても延期されます。消費税法上、請負による資産の譲渡等の時期は原則として相手方に引渡した日もしくは役務の全ての提供を完了した日とされています。しかし、消費税率の引上げに伴う駆込み需要やその反動等による影響が大きいことなどから、指定日の前日までの間に締結した請負工事等に係る契約が行われた場合には、引渡しが平成31年10月1日の施行日以後になった場合であっても、現行の8%が適用されることになります。

ポイント①どの時点で課税されるのか？ → 契約日ではなく、「引渡し日」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

- 物の引渡しを要するもの …目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日
- 物の引渡しを要しないもの…約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡しが適用日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

ポイント②経過措置とは？ → 消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます

工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかることが多いため、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

主な経過措置の適用イメージ



(北原隆幸・原剛志)

平成28年分 所得税確定申告のお知らせ

■初日提出にご協力ください

平成28年分の所得税確定申告の提出期限は平成29年3月15日(水)ですが、当事務所では今年も税務署受付初日である平成29年2月16日(木)の提出の取り組みを行います。

お客様に過去の整理・精算である所得税確定申告手続きを早く終わりにして頂いて、平成29年に気持ちを集中して臨んで頂くための取り組みもあります。

※この取り組みに対してご理解とご協力をお願いします。



■平成28年分確定申告のお知らせの案内



昨年、当事務所で確定申告を行っていたお客様へ

平成28年分確定申告のお知らせ(左イラスト参照)を後日お送りさせていただきます。

お客様の担当職員の連絡先等を記載しておりますのでご確認ください。後日担当職員よりご挨拶と必要資料のご連絡をさせていただきます。

■必要資料のご準備をお願いします。

例年10月下旬から「保険料の控除証明書」などが郵送で届き始めます。紛失しないよう保存をしておいてください。また、平成28年分確定申告から申告の際にマイナンバーを記載する必要があります。

通知カードや個人番号カードの写しも必要になりますので、予めご準備頂きますようお願いします。

(所得税委員会)

職員コラム ~ こち亀 連載終了 ~

鎌倉一成



少年週刊ジャンプに40年にわたり連載された「こちら葛飾区亀有公園前派出所(通称こち亀)」が、その歴史に幕を閉じました。漫画の他にアニメ化やドラマ化、舞台化がされており、こち亀をご存知の方も多いのではないでしょうか。

私が生まれるより10年ほど前から始まった漫画ですが、小学校高学年の頃に出会い、単行本を1巻から120巻程まで集めていました。主人公である両津勘吉(両さん)の人情味あふれるキャラクターの虜になり、両さんと同じ警察官になることを夢見た時期もありました。子供の頃と比べると読む機会は減ってしまいましたが、一話完結の物語はいつ読んでも、こち亀の世界を堪能できました。ジャンプを開けば当たり前のようになつて思つてはいた私にとってはとても寂しく感じられます。

また、作者の秋本先生は連載開始から40年間、一度も休むことなく作品を掲載されたそうです。一つのことを長く継続することの大変さは、三日坊主で終わることの多い私には計り知れないことです。漫画家としての創作活動は続けられるそうで、すでに新作の準備もあるようです。新作も楽しみではあります、いつの日かまた両さんに会えることを期待したいと思います。

三日坊主の私ですが、趣味のバレー・ボーラーなど細々と続けられていることもあります。秋本先生のように休まず続けることはできませんが、今後も継続していきたいと思います。